

「熊取町 マスコット・キャラクター『ジャンプ君』」及び 「熊取町 町の鳥マスコット・キャラクター『メジーナちゃん』」

使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「熊取町マスコット・キャラクター『ジャンプ君』」および熊取町「町の鳥マスコット・キャラクター『メジーナちゃん』」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承認申請書(様式第1)を熊取町長(以下「町長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 熊取町又は熊取町教育委員会が主体的に実施する事業において使用するとき。
- (2) 国又は大阪府等の地方公共団体が使用するとき。
- (3) 町立小中学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道目的で使用するとき。
- (5) その他町長が認めたとき。

(使用承認基準)

第3条 町長は、前条の規定による使用承認の申請があった場合において、その目的、内容等が適正であると認めたときは、使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 主として特定の政治・選挙活動、宗教的活動等に使用するとき。
- (2) 特定の個人等の売名行為に繋がる目的で使用するとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反したり、又はその恐れのあるとき。
- (4) 営利を目的で使用するとき(町内事業者等が使用するもので地場産業の振興に繋がる
と認められる場合、町が実施する支援事業の採択を受けた事業で使用する場合及びその
他町長が認める場合を除く)。
- (5) その他、町長がマスコットの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、使用の承認を認めた場合は、マスコット使用承認許可書(様式第2)を申請者に交付するものとする。

(有・無償使用条件)

第4条 マスコットの使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、町長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用にあたっては、定められた絵柄、色彩等（主管課において関係資料の貸出し等を行う。）を遵守すること。
- (3) 前号に定めるところにかかわらず、マスコットを線画、又は単色で表現することは可能とする。この場合は、色の種類は問わないものとし、また、単色によるときは、定められた指定を遵守すること。
- (4) マスコットに背景を入れる場合は、公序良俗に反しないもののみとし、マスコット作成の本来の意義に抵触しないよう配慮すること。
- (5) マスコットを拡大・縮小して使用することは可能とする。
- (6) マスコットを立体物として使用するなど特殊な活用をする場合は、あらかじめ町長と協議を行うこととする。

2 前項の規定に違反し使用した場合は、町長はその使用を取り消すことができる。

(使用報告)

第6条 マスコットを使用した者（第2条により使用承認申請を免除された者も含む）は、使用後速やかにマスコット使用報告書（様式第3）及び当該使用にかかる物件の成果品を町長に提出しなければならない。ただし、成果品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、マスコットの使用の取り扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月1日から施行する。